| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| (b) 映画の映写サービス（九六一二） | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (c) ラジオ及びテレビのサービス（九六一三） | (1) 約束しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 約束しない。<br>(4) 約束しない。 | (d) ラジオ及びテレビの放送サービス（七五二四） | (1) 約束しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 約束しない。<br>(4) 約束しない。 |
| 3 建設サービス及び関連のエンジニアリング・サービス | | | | | |
| A 建築物に係る総合建設工事（五一二） | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 業務上の拠点が必要である。 | | | | |
| B 土木に係る総合建設工事（五一三） | | | | | |
| C 設置及び組立工事（五一四、五一六） | | | | | |
| D 建築物の仕上工事（五一七） | | | | | |
| E その他（五一一、五一五、五一八） | | | | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| (e) 録音サービス | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | | | | |
| (a) これらのサービスで鉱業に関連しないもの | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 業務上の拠点が必要である。 | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 約束しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 約束しない。<br>(4) 約束しない。 | (1) 約束しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 約束しない。<br>(4) 約束しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |
| (b) これらのサービスで鉱業に関連するもの | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 鉱業権又は租鉱権を必要とするサービスは、日本国の国民又は日本国の法律により設立された法人が鉱業法に従って提供しなければならない。 | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 鉱業権又は租鉱権を必要とするサービスは、日本国の国民又は日本国の法律により設立された法人が鉱業法に従って提供しなければならない。<br>外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 4 流通サービス | | | | | |
| A 問屋サービス（六二一一、六一二一〇、六一三〇、六一二二〇） | (4) 鉱業権又は租鉱権を必要とするサービスは、日本国の国民又は日本国の法律により設立された法人が鉱業法に従って提供しなければならない。<br>業務上の拠点が必要である。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |
| B 卸売サービス（六二二二、六一一一一、六一三〇、六一二一〇） | | | | | |
| C 小売サービス（六三一一、六三二二、六一一二〇、六一三〇、六一二二〇） | | | | | |
| D フランチャイズ・サービス（八九二九） | | | | | |
| (a) 石油、石油製品、米、たばこ及びアルコール飲料に関連するサービス並びに公共卸売市場（注）において提供されるサービス以外のもの | (4) 鉱業権又は租鉱権を必要とするサービスは、日本国の国民又は日本国の法律により設立された法人が鉱業法に従って提供しなければならない。<br>業務上の拠点が必要である。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |
| これらのサービスで、<br>（八九二九） | | | | | |
| 注 公共卸売市場とは、国又は地方の政府の認可に基づき、生鮮食品（野菜、果物、海産物、肉類その他日常の食料品を含む。）又は花の問屋及び卸売のサービスのために設置される市場であって、卸売場、自動車駐車場その他の取引に必要な施設を設けて継続して開場されるものをいう。 | | | | | |
| (b) 石油及び石油製品に関連するもの | | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |
| (c) アルコール飲料に関連するもの | | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) サービス提供者に付与する免許の数は、制限することができる。<br>(4) サービス提供者に付与する免許の数は、制限することができる。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |